

政令第二百四十七号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見の聴取に関する経過措置）

第一条 厚生労働大臣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号。次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項第一号ロ及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、改正法の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴くことができる。

（指針の策定等に関する経過措置）

第二条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新旅館業法第五条の二の規定の例により、指針（同条第一項に規定する指針をいう。次項において同じ。）を定め、又は変更し、これを公表することができる。

2 前項の規定により公表された指針は、施行日において新旅館業法第五条の二第一項の規定により定められ、同条第三項の規定により公表されたものとみなす。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。